第2節 代替区画等

第1 代替区画等と防火ダンパーの種別及び連動に関する基準

1.1 種 別

スプリンクラー設備	1 排煙設備のダクト (1) 室内に排煙口がある場合 防火ダンパーはHFDとし、原則 として区画貫通部に設けるものとする。ただし、HFDの検査口を設けるなど、やむを得ない状況により区 画貫通部に設けられない場合においては、区画貫通部に近接した位置に設けるものとし、区画貫通部からHFDまでのダクトにおいては t = 0.6 以上とし耐火被覆を施すものとする。なお、区画貫通部のダクトを t = 1.5 以上とした場合においては、耐火被覆は不要とする。 (2) 室内に排煙口がない場合 代替区画内部分のダクトは t = 1.5以上とし耐火被覆を施すものとする。 2 排煙設備以外のダクト SFD又はFD
別棟とみなすことができる渡り廊下洞道	SFD
中央防災管理室	SFD+手動
不燃専用室・不燃共用室(ポンプ室, 避 難器具, 非常電源) 不燃区画室(変電・発電・蓄電池設備, 少量危険物, 指定可燃物)	SFD又はFD
放送室サウナ室	(SFD又はFD) +手動
連結散水設備	水平→SFD,他→SFC又はFD
泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消 火設備	起動装置と連動

1.2 連 動

凡例等

- ・ 建築物は耐火建築物であること。
- 竪穴区画が要求されること(例5を除く。)。
- ・ 図中左端の吹抜けは竪穴区画とみなす。

耐火構造等の防火区画(異種用途区画除く。)

異種用途区画

F----- スプリンクラー設備又は連結散水設備の代替区画

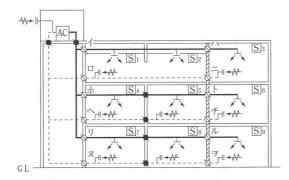
SFD, ◎ 煙感知器連動温度ヒューズ付防火ダンパー

FD, 温度ヒューズ付防火ダンパー

[S] 煙感知器

A C 空調機

例 1 防火区画



S1又はS2 感知 イ, ロ, ハ及び二閉鎖

S3感知 ハ及びニ閉鎖

|S|4又は||S|5 感知 ホ、ヘ、ト及びチ閉鎖

SI6感知 ト及びチ閉鎖

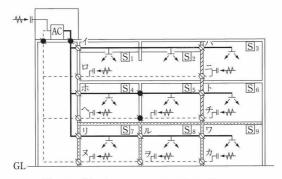
S7又はS8 感知 リ,ヌ,ル及びヲ閉鎖

So感知 ル及びヲ閉鎖

1.2 図1

5 Ⅱ 第1 代替区画等と防火ダンパーの種別及び連動に関する基準

例2 例1の防火区画+スプリンクラー代替区画



⑤1 又は ⑤2 感知 イ, ロ, ハ及びニ閉鎖

S3 感知 ハ及びニ閉鎖

⑤4 又は ⑤5 感知 ホ,へ,ト及びチ閉鎖

⑤6 感知 ト及びチ閉鎖

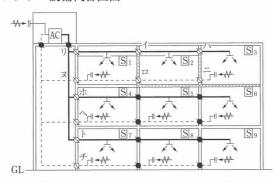
⑤7 感知 リ,ヌ,ル及びヲ閉鎖

図8 感知 ル,ヲ,ワ及びカ閉鎖

⑤9 感知 ワ及びカ閉鎖

1.2 図2

例3 スプリンクラー設備代替区画



S₁ 感知

イ,ロ,リ及びヌ閉鎖

S₂ 感知

イ, ロ, ハ, ニ, リ及びヌ閉鎖

S₃ 感知

ハ, ニ, リ及びヌ閉鎖

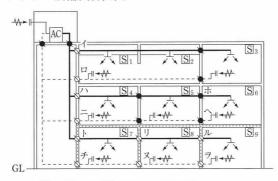
S 4 , S 5 又は S 6 感知 ホ及びへ閉鎖

S₁, S₂又は S₂感知 ト及びチ閉鎖

1.2 図3

⑤ Ⅱ 第1 代替区画等と防火ダンパーの種別及び連動に関する基準

例4 スプリンクラー設備代替区画



|S|1 . |S|2 又は |S|3 感知 イ及びロ閉鎖

⑤4 又は⑤5 感知 ハ及びニ閉鎖

[S]6 感知 ホ及びへ閉鎖

(ホ, へがFDだと, ハ, ニ閉鎖要)

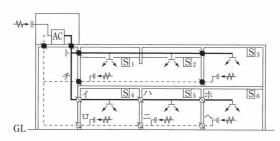
⑤7 感知 ト,チ,リ及びヌ閉鎖

S 感知 リ, ヌ, ル, ヲ, ト及びチ閉鎖

⑤ 感知 ル、ヲ、ト及びチ閉鎖

1.2 図4

例5 スプリンクラー設備代替区画



S1, S2 又は S3 感知 イ及びロ閉鎖

⑤4 感知 イ、ロ、ハ及びニ閉鎖

⑤ 感知 ハ,ニ,ホ及びへ閉鎖

S6 感知 ホ及びへ閉鎖

注1 ト, チはS56.6.1建告1097第一の一(一)に該当する場合はSFD。 該当しなければ、SFD又はFDでよい。

注2 ト, チがSFDの場合

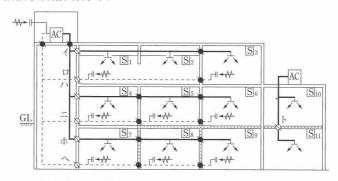
S₁, S₂又はS₃感知でト及びチ閉鎖

S4, S5 又は S6 感知でイ及びロ閉鎖

1.2 図5

5 Ⅱ 第1 代替区画等と防火ダンパーの種別及び連動に関する基準

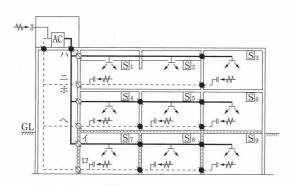
例 6 連結散水設備代替区画



- ⑤1, ⑤2又は ⑤3感知 イ及びロ閉鎖
- ⑤4, ⑤5 又は ⑤6 感知 ハ及びニ閉鎖
- ⑤7, ⑤8又は⑤9感知 ホ及びへ閉鎖
- Sno 又は Sn 感知 ト閉鎖

1.2 図6

例 7 連結散水設備代替区画



- S₁, S₂又はS₃感知 ハ及びニ閉鎖
- S₄, S₅又は S₆感知 ホ及びへ閉鎖
- ⑤7, ⑤8 又は ⑤9 感知 イ及びロ閉鎖

1.2 図7

⑤ Ⅱ 第1 代替区画等と防火ダンパーの種別及び連動に関する基準

- 1.3 煙感知器の設置基準(防火区画に関する部分を除く。)
 - (1) 煙感知器,連動制御器,自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。
 - (2) 煙感知器は、次に掲げる場所に設けるものであること。
 - ア 間仕切壁等で区画された場所で、当該ダンパーに係る風道の換気口等が ある場所
 - イ 壁 (天井から50cm以上下方に突出した垂れ壁等を含む。) から60cm以上 離れた天井等の室内に面する部分
 - ウ 規則23(4)(1)ニの(イ)から(チ)以外の場所
 - 注 (1)から(1)の場所には、補償式又は定温式の感知器で、定温点又は特種の公称作動温度がそれぞれ(1)00℃までのもの(ボイラー室、厨房等最高周囲温度が(1)50℃を超える場所にあっては、当該最高周囲温度より(1)0℃高い定温点又は公称作動温度のもの。)を設けること。
 - (3) 連動制御器は、次に定めるものであること。
 - ア 煙感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるものであること。
 - イ 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理 が容易に行えるものであること。
 - **ゥ** 連動制御器に用いる電気配線及び電線は、次に定めるものであること。
 - (ア) S 45.12.28 建告1829の二及び三に定める基準によるものとすること。
 - (イ) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路(電源に接続する部分及び令7③(1)に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。)に接続しないものとし、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているものであること。
 - (4) 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。
 - ア 連動制御器から起動指示を受けた場合にダンパーを自動的に閉鎖させる ものであること。
 - イ 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線は、前記(3)ウに定めるものであること。
 - (5) 予備電源は、S45.12.28建告1829の四に定める基準によること。
- 1.4 温度ヒューズの設置基準(防火区画に関する部分を除く。)
 - (1) S48.12.28建告2565の三口(2)に適合すること。
 - (2) 開放型廊下に面する部分の区画貫通部の防火ダンパーは、FDで可とする。